

### 市県民税の税額の計算方法

#### ○均等割(年税額)

市民税 3,000円 県民税 1,000円

地方税法改正により、平成16年度から市民税均等割額が3,000円となりました。

#### ○所得割

所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

課税所得金額(所得金額 - 所得控除額) × 税率 - 税額控除 - 定率控除 = 所得割額(税額)

#### 【用語の説明】

##### 所得金額

一般に収入金額から必要経費を差し引くことによって計算されるのが所得金額です。

なお、市民税は前年中の所得を基準として計算されますので、例えば平成16年度の市民税においては、平成15年中(1月から12月まで)の所得金額が基準となります。

##### 所得控除額

所得控除は、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、法律でその種類や計算方法が定められています。所得金額から差し引くことによって税負担を軽くするものです。

##### 所得割の税率

税率が段階的に高くなり、所得が高い人ほど多くの税金を納める仕組みになっています。

##### 税額控除

配当控除、外国税額控除(外国で所得税や住民税に相当する税金を課税されたときは、その税額が所得割額から差引かれます。)などをいいます。

##### 定率による税額控除

市県民税の所得割額から、次の定率控除の額が差し引かれます。

市県民税の所得割額 × 15% (ただし、控除額は4万円が上限となります。)

均等割及び退職所得に係る所得割は、定率による税額控除の対象になりません。

課税所得金額	市民税		県民税	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	3%	0円	2%	0円
200万円～700万円以下	8%	100,000円		
700万円超	10%	240,000円	3%	70,000円

### 市県民税の申告

#### 【市県民税申告書の提出が必要な人】

1月1日現在、対馬市内に住んでいる人で、前年中(1月1日～12月31日)に所得があった人のうち、次に該当する人は、毎年3月15日までに所得金額などを記載した申告書の提出が必要です。

営業・農業・その他の事業、不動産、利子、配当、雑などの所得があった人

給与所得者で次に該当する人

ア.勤務先から給与支払報告書が提出されていない人

イ.前年途中で退職し、再就職していない人

ウ.給与所得以外に所得のある人(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない人も申告をしてください。)

エ.雑損控除・医療費控除を受けようとする人

年金収入のみで所得税を源泉徴収されていない場合でも、市民税・県民税において各種所得控除を受けようとする場合は申告をしてください。

#### 【市県民税申告書を提出しなくてもよい人】

所得税の確定申告書を税務署に提出した人

給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている人

市税は納期内に納めましょう。便利な口座振替をご利用ください。